

経営相談 Q & A

「中小企業省力化投資補助金」の概要 (人手不足解消に効果的な省力化製品の導入を国が支援します)

Q

私はレストランを経営しています。最近、インバウンド（訪日外国人）が増加するなか、人手不足で困っています。人手不足解消のため、配膳ロボットの導入を考えていますが、ロボットを購入するための補助金があると聞きました。概要を教えてください。

A

人手不足解消に効果があるロボットやIoTなどの製品を導入するための経費を国が補助することにより、簡易で即効性がある中小企業の省力化投資を促進し、売上拡大や生産性向上、賃上げにつながることを目的とした「中小企業省力化投資補助金」という制度があります。今回はその概要について紹介します。

■補助対象となる事業

カタログに登録された省力化製品を導入し、当該製品の販売事業者と共同で事業に取り組むことが必要となります。

【登録省力化製品（2024年11月1日現在）】

製品カテゴリー	登録製品数
清掃ロボット	6
配膳ロボット	1
自動倉庫	3
検品・仕分システム	2
無人搬送車	14
スチームコンベクションオープン券売機	104
自動チェックイン機	32
自動精算機	6
自動精算機	2
タブレット型給油許可システム	9
オートラベラー	1
測量機	1
丁合機	6
印刷用紙高積装置	10
インキ自動計量装置	3
段ボール製箱機	1
合計	201

※随時、製品カテゴリーや製品が追加登録されます。

■補助対象経費

製品本体価格と導入に要する費用が補助対象経費となりますが、消費税等は対象外となります。

■補助対象事業者の要件

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象のリスト（カタログ）から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象となります。

具体的には以下の条件に当てはまる中小企業が対象となります。

1. 中小企業者であること

資本金または従業員数が下表の数字以下となる会社または個人であること。

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業除く）	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業	3億円	900人
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

2. 人手不足の状態であること

- ①直近の従業員の平均残業時間が30時間を超えている。
 - ②整理解雇に依らない離職・退職によって従業員が前年度比で5%以上減少している。
 - ③採用活動を行い、求人を掲載したものの、充足には至らなかった。
 - ④その他、省力化の必要に迫られている。
- ※上記4つの中から一つ以上当てはまること。

3. 最低賃金を超えていること

全従業員の賃金が最低賃金を超えていること。

4. 労働生産性年平均成長率3%向上に取り組むこと

補助事業終了後、3年間で毎年、補助金申請時と比較して労働生産性を年平均成長率3.0%以上向上させる事業計画を策定し取り組むこと。

$$\left[\begin{array}{l} \text{労働生産性} = \text{付加価値額} \div \text{従業員数} \\ \text{付加価値額} = \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} \end{array} \right]$$

5. 補助金等の重複に該当しないこと

過去に「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」(以下、ものづくり補助金という)の交付決定を受け、10か月経過していない場合や過去3年間に2回以上、ものづくり補助金の交付決定を受けた事業者などが対象外となります。

■補助率と補助上限額

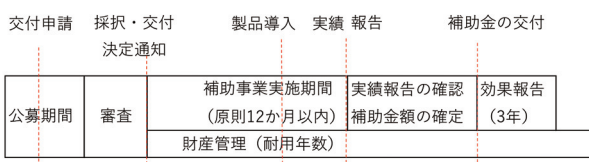
従業員数	補助率	補助上限額	
			大幅な賃上げを行う場合(※)
5人以下	1/2	200万円	300万円
6~20人		500万円	750万円
21人以上		1,000万円	1,500万円

(※) (a) 事業場内最低賃金を45円以上の増加、(b) 給与支給総額を6%以上の増加、(a)(b) 双方を補助事業期間内に達成する事業計画を策定した事業者は上記“大幅な賃上げを行う場合”の額に引き上げられます。

ただし、申請時に賃金引上げ計画を従業員に表明することとし、正当な理由が無く賃上げ目標を達成できなかった場合、補助額は減額となります。

■事業実施の流れ

本事業において補助金の交付の流れについては、次のフローを参照してください。



①事業計画の策定

省力化製品及び販売事業者をカタログから選定し、販売事業者と共同で事業計画の策定を行います。

②交付申請

公募期間内に申請受付システムを通じて販売事業者と共同で交付申請を行います。

③採択・交付決定通知

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下、事務局という)による審査を経て採択されれば、申請交付システムを通じて採択・交付決定通知を受け取ります。

④補助事業実施期間

交付決定日から原則12か月以内までを補助事業実施期間とし、この間に補助事業を行い、実績報告の提出を以って同期間が終了します。

⑤補助金額の確定および補助金の支払い

事務局は実績報告を受け、補助金額を確定し、補助金を支払います。

⑥効果報告期間

補助事業終了後、3年間(3回目の効果報告を行うまで)、効果報告が求められます。

■募集期間

2024年8月9日(金)から当面の間は、公募期間、締め切り等を設けず、通年で申請を受け付け、随時、採択・交付決定を行っています。

■その他

本補助金の詳細については、全国中小企業団体中央会が運営しているサイト「中小企業省力化投資補助金」をご確認ください。同サイトから申請書類等をダウンロードできます。その他については、中小企業省力化投資補助事業コールセンターや各地域の省力化補助金事務局等にお問い合わせしてください。

<参考 URL> <https://shoryokuka.smrj.go.jp>

(岡村俊幸)